

《依頼書送付先名称》様
(《キー》)

浄化槽を設置・使用されている皆様へ

静岡県知事 川勝 平太
(公 印 省 略)

浄化槽の適切な維持管理について

日頃から、本県の環境保全の推進につきましては、御理解、御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

このお手紙は、お住まいの住宅に浄化槽を設置・使用されている方々（以下「浄化槽管理者の方々」といいます。）にお送りしております。

浄化槽とは、家庭からの生活排水を微生物の働きにより、きれいな水にして河川等に放流するための装置です。このため、浄化槽が正常に働かないと汚れた水が放流されることとなり、河川などの水質等の悪化を招いてしまいます。このことから、**静岡県では、河川などの水質等の維持・向上を図るため、（一財）静岡県生活科学検査センター（以下「生科検」という。）（※）と一緒に、浄化槽管理者の方々に対し、浄化槽の適切な維持管理を呼びかける取組を行っております。**

具体的には、浄化槽法という法律により、浄化槽管理者の方々には、浄化槽が正常に働くよう、「保守点検」「清掃」及び「定期検査」の3つを定期的に行うことが義務付けられておりますので、下記1のとおり適切に実施いただくようお願いします。

特に「定期検査」は、浄化槽が正常に働いているかを確認するための重要な検査であることから、もしまだ実施されていないようでしたら、これを機会に下記2のとおり実施いただくようお願いいたします。

記

1 保守点検、清掃、定期検査について

区 分	実施回数	検査等を実施できる者	検査等の内容
保守点検	4か月に1回以上 ^{※1}	県登録業者	浄化槽の点検、修理、消毒剤補充など
清 掃	年1回以上 ^{※2}	市町許可業者	浄化槽内にたまった汚泥の引抜きなど
定期検査	年1回	指定検査機関	水質検査、保守点検、清掃の実施状況の確認など

※1：浄化槽の処理方式や規模により実施頻度は異なります。

※2：浄化槽の処理方式によっては、6か月に1回以上のものもあります。

2 定期検査について

- ・定期検査については、指定検査機関である生科検への受検の申し込みが必要です。
- ・受検の申し込みは、生科検ホームページ（裏面のURL参照）又は同封の申込書（FAX送信又は同封の返信用封筒により郵送）のいずれかにより行えます。
- ・定期検査の詳細等については、同封のリーフレットを御参照ください。

※裏面がありますので、ご確認ください。



※「(一財) 静岡県生活科学検査センター」とは

水質検査をはじめ、人と環境に係る様々な検査を行っている所であり、静岡県知事が浄化槽法の規定に基づいて、静岡県内で浄化槽の法定検査を行うことができる者として指定した県内唯一の機関です。

所在地：焼津市塩津1番地の1、電話番号：054-621-5863、FAX：054-621-5450、
ホームページ：<https://www.shizuokaseikaken.or.jp/sisetu/jouka.html>

QRコード



3 静岡県ホームページについて

静岡県が実施している「浄化槽の適切な維持管理を呼びかける取組」や「浄化槽の維持管理等に関する情報」につきましては、静岡県ホームページの「浄化槽を使用している皆様へ」（「静岡県 浄化槽」で検索）にも掲載しておりますので、併せて御確認ください。

ホームページ：http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/sui/jyoukasou_suishitsu.html

QRコード



4 本通知及び浄化槽の維持管理等についての問合せ先

この通知の内容や浄化槽の維持管理等について、ご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせください。

静岡県〇〇健康福祉センター（静岡県〇〇保健所） 〇〇環境課

（所在地：〇〇市〇〇、電話番号：〇〇-〇〇-〇〇、FAX：〇〇-〇〇-〇〇）